

## 「LED王国・徳島ロゴマーク」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「LED王国・徳島ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(「ロゴマーク」の使用目的)

第2条 「ロゴマーク」は、「LEDといえば徳島!」というブランド浸透を推進し、「とくしまブランド」を確立するために使用するものとする。

(「ロゴマーク」の使用用途)

第3条 ロゴマークの使用用途は、次に掲げるものとする。

- 1 県内産LED応用製品等において使用するとき。
- 2 前号に係るチラシ・パンフレット類又はLED王国・徳島のイメージアップ等を目的とした広報媒体等において使用するとき。

(使用承認の申請等)

第4条 「ロゴマーク」を使用する者は、あらかじめ「LED王国・徳島ロゴマーク」使用承認申請書(様式第1号)を「ロゴマーク」を管理する新産業戦略課(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- 一 知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会(以下「知事部局等」という。)が、別紙1に掲げる「ロゴマーク」の図柄を、デザインを変更、改変することなく印刷物又は県の開設するホームページ等で使用するとき
  - 二 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
  - 三 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき
- 2 知事部局等は、「ロゴマーク」を使用したときは、速やかに、「LED王国・徳島ロゴマーク」使用報告書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- 一 第2条の「ロゴマーク」の使用目的に適合しないと認められるとき
  - 二 「ロゴマーク」を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき
  - 三 徳島県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
  - 四 徳島県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき
  - 五 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
  - 六 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
  - 七 そのほか、管理者が「ロゴマーク」の使用について不相当と認めたとき
- 2 前項の承認は、「LED王国・徳島ロゴマーク」使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

- 3 管理者は、必要と認めるときは、申請者の「ロゴマーク」の使用に係る事業を所管する課の意見を聞くものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 「ロゴマーク」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと
- 二 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならないこと
- 三 定められた色、形等を正しく使用すること
- 四 「ロゴマーク」の形を変更したり、裏返しまたは規格外の展開、一部使用など応用使用はしないこと
- 五 原則として、「ロゴマーク」に近接して承認番号を明記すること
- 六 前条第2項の承認を得て「ロゴマーク」を使用する者は、「LED王国・徳島ロゴマーク」使用報告書(様式第4号)に当該使用に係る物件の完成見本を添付し、速やかに管理者に提出すること(ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。)
- 七 ロゴマークを使用した媒体、商品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置を講じること

(承認内容の変更の申請)

第7条 「ロゴマーク」の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「LED王国・徳島ロゴマーク」使用承認内容変更申請書(様式第5号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「LED王国・徳島ロゴマーク」使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

(承認の取消)

第8条 管理者は、「ロゴマーク」の使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わないものとする。

- 2 前項の承認の取消は、「LED王国・徳島ロゴマーク」使用承認取消通知書(様式第6号)をもって行うものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消された者は、取消通知があった日以降、当該承認に係る物件を、使用、配布、掲示等をしてはならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、「ロゴマーク」の使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

(別紙 1)

